

技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

1 実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

2 入国後講習中の待遇

1 講習手当 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (支給額・支給内容)) <input type="checkbox"/> 無
	②備考	
2 食費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (支給内容)) <input type="checkbox"/> 無
	②技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 (負担内容)) <input type="checkbox"/> 無
	③備考	
3 居住費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (支給内容)) <input type="checkbox"/> 無
	②技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 (負担内容)) <input type="checkbox"/> 無
	③形態	<input type="checkbox"/> 寄宿舎 (寄宿舎) • <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 (賃貸住宅) • <input type="checkbox"/> その他 (その他))
	④名称	
	⑤所在地	〒 (電話) — — —)
	⑥規模	面積 (m ²)、収容人員 (人)、1人当たり居室 (m ²)
4 その他		

（注意）4欄は、1欄から3欄まで以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

3 実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標（技能検定等3級の実技試験の合格）を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることができ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

4 その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

また、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがある場合は、上記その他の事項に「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することができます。」と記載し、当該書類（参考様式第1-19号）及び別紙（参考様式第1-47号）を外国人技能実習機構へ提出する必要があります（運用要領第4章第2節第8「技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの」及び第10「技能実習生の待遇に関するもの」参照）。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

（申請者（実習実施者）との関係 ）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

技能実習生の署名

技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

1 実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

2 実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標（技能検定等3級の実技試験の合格）を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることができ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

3 その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

また、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがある場合は、上記その他の事項に「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがあります。」と記載し、当該書類（参考様式第1-19号）及び別紙（参考様式第1-47号）を外国人技能実習機構へ提出する必要があります（運用要領第4章第2節第8「技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの」及び第10「技能実習生の待遇に関するもの」参照）。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

（申請者（実習実施者）との関係）

）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

技能実習生の署名
